

農業経営基盤の強化の促進に 関する基本的な構想

令和 9 年 月

厚 真 町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	厚真町農業の概況	1
2	厚真町農業の現状と課題	1
3	農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向	2
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	7
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事 の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な 農業経営の指標	8
1	個別経営体	8
2	組織経営体	14
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事 の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営 もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	15
1	個別経営体	15
第 4	第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保 及び育成に関する事項	17
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	17
2	本町が主体的に行う取組	17
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	18
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のため の情報収集・相互提供	19
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の 利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合 的な利用に関する事項	20
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集 積に関する目標	20
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	20
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	21
1	第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定 する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事 業に関する事項	21
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる 区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	21
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託 を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	27
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	27

5	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	28
第7	その他	28

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 厚真町農業の概況

厚真町は、道央圏に属し勇払原野の東部に位置する。東西に17.3km、南北に32.5kmのやや長斜形をなし、一部を太平洋に面した総面積404.56km²の町である。年平均気温は6.5℃程度で、降雨量及び降雪量とも少なく、道内では比較的恵まれた自然条件下にある。

本地域は、町を貫流する2級河川厚真川流域と周辺の丘陵地帯及び勇払原野の東端に続く平地に大別されており、全体の約71%が森林・原野、約15%が農用地、約14%がその他となっている。

本町は稲作を中心として農業の基礎が築かれ、道内有数の良質米生産地として発展してきた。現在の経営形態を大別すると、北部地区では水稻を基幹に畑作物と野菜の複合経営、北西部地区では酪農、肉用牛等の畜産経営が主に営まれており、中央部・南部及び南東部地区では水稻を基幹に畑作・野菜・花卉・肉用牛・特用林産物との複合経営、南部の太平洋沿岸部では少数ではあるが酪農の専業経営が営まれている。

2 厚真町農業の現状と課題

本町の1戸当たりの平均経営耕地面積は令和7年で19.7haで、令和2年の18.4ha(+5%)と比べて増加し、土地利用型農業主体の平均耕地面積として経営に適した面積となりつつあるも、その集積の要因でもある農業者の高齢化による離農が顕著になっており、令和2年の286戸と比べ、令和7年は240戸(-16.1%)と大きく減少している。令和7年時点での農業者の平均年齢が61.7才であることから、今後も離農者は増加し、農家戸数の大幅な減少が見込まれる。長期的に見ていくと、農用地の状態や場所などの条件による耕作放棄地の発生や、集積・集約の過多による受け手不足が懸念されることから、U・Iターン等による後継者、新規就農者等の性急な確保・育成が求められる。

近年の不安定な世界情勢に起因する原材料価格の高騰や、水田活用直接支払金の見直しなどにより農業経営が大きな試練を迎える中、国の改正食料・農業・農村基本法が示す食料安全保障の確保や持続可能な農業への転換、および北海道の次期農業・農村振興計画の方向性を踏まえつつ、安定経営を目指すために高付加価値作物・優良品種への転換による質の確保、担い手の育成やICT化、農作業の受委託などによる経営効率化、加工販売体制の充実等を図りつつ、6次化などに取り組み、環境負荷低減と生産性の両立を視野に入れた持続的な生産体制を確立し、今後の農業経済の動向を見据え、その時々を経済環境に対応できる強固な経営基盤の確立が大きな課題となる。

これらの課題に対応するため、本町が令和3年度に策定した「第8次厚真町農業振興計画（令和4年度～令和8年度）」やこれに引き続き策定予定の「第9次厚真町農業振興計画（令和10年度～令和14年度）」に基づき、農業の健全な発展

と豊かで住みよい農村の確立に向け各種施策を展開し、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保し、時代に即した農業構造の確立を目指すことが急務である。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

(1) 基本的な考え方

本町農業が持続的に発展していくためには、関係機関が連携し、地域の実情に応じて、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストと6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、持続可能な開発目標(SDGs)の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとするため、本町の主たる従事者が、他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間農業所得を確保するとともに、他産業従事者並みの年間労働時間の水準を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	1経営体当たり（主たる従事者及び補助従事者）おおむね460万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,700～2,000時間

※主たる従事者～農業経営において主体的な役割を担う者であり、業務内容や経営への関与状況等を踏まえ、耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有することが明らかな者（家族経営においては代表者等、法人経営においては経営者や役員）のこと。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おおむね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた市町村や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やスマート農業技術の導入推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

イ 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

このため、令和 17 年度（2035 年度）における農業法人数を 5,600 経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、本町の令和 17 年度における農業法人数の目標数を 28 経営体（令和 8 年 3 月現在：25 経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな水田地帯や、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、地域農業を担う個人経営や法人経営の育成・確保が当面難しい地域においては、農用地利用改善団体等と連携して、地域の将来像についての話し合い活動を重ね、担い手を明確化し、農用地の利用集積・集約化の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

エ 新規就農者の育成・確保

本町の農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があることから、学生と農業者との交流や若者の視点に立った Uターン就農対策などの新規就農への関心を高める取組や農業担い手育成センターによる就農に向けた情報提供・相談活動、親子間や第三者への円滑な経営継承に向けた取組などを推進する。

また、営農に必要となる資金の確保や技術の習得のほか、指導農業士や関係機関など地域が一体となって新規就農者をサポートする取組を推進す

る

オ 経営感覚を備えた農業経営者の育成

農業大学校による研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、青年農業者のネットワーク活動支援など、農業経営者としての資質向上に向けた取組を推進する。

また、農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保が期待できることから、法人経営の経営者となる人材の育成・確保を推進する。

カ 労働力不足への対応

農業従事者の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、地域の潜在的な人材や、外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的課題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

キ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業経営における女性参画の促進に向けて、家族経営協定の締結や認定農業者の夫婦共同申請、技術や経営など女性農業者の資質向上を図るとともに女性農業者のネットワーク活動の強化や男女を問わず女性の活躍に向けた意識啓発を行うなど、女性農業者が能力を発揮できる環境づくりを進める。

また、地域をリードする女性農業者があらゆる活動に参画することができる環境づくりを推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

「地域計画※」の実現に向けて、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

※地域計画は、これまでの人・農地プランを基礎として、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条の規定に基づき、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、市町村により公表されるもの。

（６）多様な農業経営の育成・確保

高収益作目やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった６次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

（７）営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減など、地域で経営体を支える営農支援組織の育成・強化と安定的な運営を図るため、スマート農業技術の導入による作業の効率化や、オペレーターなどの人材確保に向けた取組を推進する。

（８）農業経営形態別の取組

ア 稲作を主体とする農業経営

近年、米の需要低下等による需給バランスの乱れが米価に大きく影響し、稲作を主とする経営体の農業所得は不安定な状況にある。農業所得向上のためには、需要に応じた米の計画的な生産と複合経営の定着とともに、米の積極的な生産コストの削減や、高品質米生産などによる販売促進活動が必須となる。

生産コスト削減に当たっては、土壌分析を活用した適切な施肥設計による肥料の低減、各種作業の共同化だけではなく、直播、高密度播種栽培などの取組を推進する。

また、普及センターの指導による適期の育苗・移植による米の低タンパク化や特別栽培などの高付加価値化を推進する。平成 30 年からの「生産の目安」に則し、主食用米を中心に加工用米や輸出用米、飼料用米など需要に応じた米づくりを推進する。

イ 畑作を主体とする農業経営

道が策定している「畑作物の作付指針」や農業団体が設定している「畑作物作付指標」の実現に向け、地域の営農条件を考慮した輪作体系の維持・確立を基本に、実需者ニーズの的確な把握のもと、需要の動向に即した計画的・安定的な生産を促進する。

また、優れた品種の導入・普及や優良種苗の確保、休閒緑肥の導入による地力の維持・増進、栽培技術の高位平準化、穀類乾燥調製貯蔵施設の活用による乾燥調製・選別の適正化を図るとともに、排水対策等の生産基盤の整備を推進することにより、高品質で安定的な畑作物の生産・供給を進め、地域ぐるみの作付ほ場の団地化による土地利用の合理化や、単位当たり収量・品質の向上により、転作作物の生産性向上を図る。

さらに、農作業の共同化や先進技術を活用した省力化・低コスト化に向けた取組、農作業受託組織の育成など、集落単位の経営支援システムの形

成を促進するとともに、穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷施設など生産流通に関する拠点施設の活用を推進する。

ウ 野菜を主体とする農業経営

本町は、年間を通し最高気温が高くなりやすく、ほうれんそうやブロッコリー、芋等の暑さに弱い野菜の生産に適していることから、当該作物と水稻や畑作の複合経営を推進するほか、野菜を主体とした経営の増加を図るなど、野菜の作付拡大を図り、生産額の向上を目指す。

生産においては、年に可能な限りの回数の作付を行い、より多くの野菜を生産、出荷することで、農業所得向上に繋げる。

また、土壌診断による適正な施肥、温度障害及び連作障害への対策を講じることによる、品質の向上と安定出荷を促進するとともに、野菜産地としての地位の確立を目指す。

エ 酪農・畜産を主体とする農業経営

「厚真町酪農・肉用牛生産近代化計画」等に即して、土・草・家畜が調和し、人と家畜と環境にやさしいゆとりある酪農・畜産経営を育成する。

酪農については、酪農家戸数の減少による地域集落の活力低下が懸念される中で、生乳生産地としての役割を高め、さらに発展していくため、多様な経営体の育成とヘルパー等の経営支援組織の強化等に取り組むとともに優れた担い手の育成・確保を推進する。

また、繁殖・育成管理技術の向上、疾病予防の徹底を図るとともに、乳牛検定成績に基づく適正な飼料給与設計など、飼養管理の改善を促進する。

肉用牛については、豊かな自給飼料基盤やほ場副産物の有効利用による資源循環型肉用牛生産を推進するとともに、耕種農家や酪農家との連携による地域的な取組体制を整備し、地域の特色を活かした安定的な肉用牛資源の増大や地域ブランドの確立とともに優良基幹種雄牛や受精卵移植技術などをもとに、遺伝子情報評価に基づく繁殖成績を活用した適期更新を進め、繁殖雌牛群全体のレベルアップを図る。

その他、軽種馬経営や養豚経営等の畜産経営においても、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

さらに、飼料自給率の向上、生産コストの低減、畜産環境問題への適切な対応等に向けて、作付地の団地化、意欲や能力のある担い手への農用地の利用集積、町営牧場の活用を推進し、自給飼料の増産を図るとともに、近年、環境保全に対する関心が高まる中で、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の理念を踏まえて、家畜排せつ物の適切な処理と貴重な有機物資源としての有効利用を促進する。

これら酪農、肉用牛、畜産の体質強化を図り、意欲ある担い手の育成、

農業経営の法人化を促進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間の農家後継を含む新規就農者は 28 名であり、令和 3 年以前と同水準の担い手が就農しているが、主要作物である土地利用型作物の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から 5 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

農業分野における生産年齢人口のうち 49 歳以下のシェアを全産業並みに引上げるという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間 480 人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては 5 年間で 15 人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を 5 年間で 3 経営体増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始 5 年後における所得水準及び労働時間は、本町又はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間（主たる従事者 1 人当たり 1,700～2,000 時間程度）及び、産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（1 経営体当たりの年間農業所得 460 万円程度）を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始 5 年後の所得水準は、1 経営体当たりの年間農業所得 230 万円程度を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本指標

第1の3の(2)に示した目標を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本町で現に成立している優良事例を踏まえつつ主要な営農類型を示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 水稲専業	〈作付面積等〉 ・水 稲 20.0ha 経営面積計 20.0ha	〈機械施設装備〉 ・トラクター (70ps) 1台 ・ " (50ps) 1台 ・田植機 (8条) 1台 ・自脱コンバイン (5条) 1台 ・防除ビーグル機 1台 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス (10ha規模) 2式 ・稲わら収集機 共同 ・農用トラック (2t) 1台 ・農用軽トラック 1台 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システム、直線アシスト機能付き田植え機による省力化 ・自動換気、かん水、加温装置の導入による省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し、環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ④ドローンによる防除を作業委託 ほかに	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり470万円

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
2 水 稲・ 畑作複 合	〈作付面積等〉 ・水 稲 7.5ha ・小 麦 2.5ha ・大 豆 2.5ha ・小 豆 2.5ha ・てん菜（移植）2.5ha ・緑肥（キカラシ）2.5ha 経営面積計 20.0ha	〈機械施設装備〉 ・トラクター（65ps） 共同 ・ 〃 (50ps) 1 台 ・田植機（6条） 共同 ・自脱コンバイン（4条） 共同 ・防除ビーグル機 共同 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス（5ha規模） 2 式 ・稲わら収集機 共同 ・スプレーヤー 共同 ・マニユアスプレッター 共同 ・グレンドリル（14条） 共同 ・総合は種機（4条） 共同 ・ビーンカッター（2条） 共同 ・ビーンハーベスター（自走） 共同 ・ビート移植機 機械銀行委託 ・ビートハーベスター 機械銀行委託 ・農用トラック（2t） 1 台 ・農用軽トラック 1 台 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システム、直線アシスト 機能付き田植え機による省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を 図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和 した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ④ドローンによる防除を作業委託 ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計 画、労務、財務、ほ場 管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による 定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による 作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事 者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1 人 ・補助従事者 1 人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり460万円

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
3 水 稲・ 野菜複合	〈作付面積等〉 ・水 稲 10.8ha ・ブロッコリー 0.5ha ・かぼちゃ 0.5ha ・ほうれんそう 0.2ha 経営面積計 12.0ha	〈機械施設設備〉 ・トラクター（50ps） 1台 ・田植機（6条） 1台 ・自脱コンバイン（4条） 1台 ・防除ビーグル機 1台 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス（10ha規模） 1式 ・栽培ハウス（ほうれんそう用） 4棟 ・農用軽トラック 1台 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システム、直線アシスト機能付き田植え機による省力化 ・自動換気、かん水、加温装置の導入による省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ④ドローンによる防除を作業委託 ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり460万円

営農 類型	経 営 規 模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
4 水 稲・ 花き複合	〈作付面積等〉 ・水 稲 13.0ha ・トルコキョウ 0.35ha ・カーネーション 0.35ha ・輪キク 0.3ha 経営面積計 14.0ha	〈機械施設設備〉 ・トラクター（60ps） 共同 ・"（40ps） 1台 ・田植機（6条） 1台 ・自脱コンバイン（4条） 1台 ・防除ビーグル機 1台 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス（10ha規模） 1式 ・栽培ハウス（花き用） 10棟 ・ハウス暖房機（花き用） 一式 ・農用軽トラック 1台 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システム、直線アシスト機能付き田植え機による省力化 ・自動換気、かん水、加温装置の導入による省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ④ドローンによる防除を作業委託 ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり450万円

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
5 水 稲 ・ 畑 作 ・ 野 菜 複 合	〈作付面積等〉 ・水 稲 10.0ha ・大 豆 3.0ha ・小 麦 3.0ha ・かぼちや(露地) 1.0ha ・ブロッコリー 1.0ha 経営面積計 18.0ha	〈機械施設装備〉 ・トラクター (50ps) 1台 ・田植機 (6条) 1台 ・汎用コンバイン (2.6m) 1台 ・防除ビーグル機 1台 ・総合は種機 (4条) 1台 ・グレンドリル (14条) 1台 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス(10ha規模) 1式 ・農用軽トラック 1台 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システム、直線アシスト機能付き田植え機による省力化 ・自動換気、かん水、加温装置の導入による省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ④ドローンによる防除を作業委託 ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり460万円

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
6 水 稲 ・ 肉 牛 複 合	〈作付面積等〉 ・水 稲 10.0ha ・牧草地 10.0ha 経営面積計 20.0ha 〈飼養頭数〉 ・繁殖牛 20頭	〈機械施設装備〉 ・トラクター (70ps) 1台 ・" (50ps) 1台 ・田植機 (6条) 1台 ・自脱コンバイン (4条) 1台 ・防除ビーグル機 1台 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス (10ha規模) 1式 ・農用トラック (2t) 1台 ・マニュアルプレッター 1台 ・ロールベアラー 1台 ・テッター 1台 ・レーキ 1台 ・牛舎 (250㎡) 1棟 ・堆肥舎 (113㎡) 1基 ・乾草舎 (68㎡) 1棟 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システム、直線アシスト機能付き田植え機による省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ④ドローンによる防除を作業委託 ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり490万円

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
7 畑作・肉牛複合	〈作付面積等〉 ・小麦 3.0ha ・大豆 3.0ha ・小豆 3.0ha ・てん菜 3.0ha ・禰(キカラシ) 3.0ha ・牧草地 10.0ha 経営面積計 25.0ha 〈飼養頭数〉 ・繁殖牛 20頭	〈機械施設設備〉 ・トラクター (70ps) 1台 ・" (50ps) 1台 ・スプレーヤー 共同 ・グレンドリル (14条) 共同 ・総合は種機 (4条) 共同 ・ビーンカッター (2条) 共同 ・ビーンハーベスター (自走) 共同 ・ビート移植機 機械銀行委託 ・ビートハーベスター 機械銀行委託 ・農用トラック (2t) 1台 ・マニユアスプレッター 1台 ・ロールベアラー 1台 ・テッター 1台 ・レーキ 1台 ・牛舎 (250㎡) 5棟 ・堆肥舎 (113㎡) 1基 ・乾草舎 (68㎡) 1棟 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システムによる省力化 ・可変施肥技術の導入による施肥量の削減 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり470万円

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
8 酪農専業	〈作付面積等〉 ・牧草 25.0ha ・飼料用とうもろこし 7.0ha 経営面積計 32.0ha 〈飼養頭数〉 ・経産牛 40頭	〈機械施設設備〉 ・トラクター (90ps) 1台 ・" (60ps) 1台 ・テッターレーキ (6m) 1台 ・マニユアスプレッター (5.8t) 1台 ・ブロードキャスター (1100ℓ) 1台 ・ロールベアラー 1台 ・プランター (4畦) 1台 ・フォレージハーベスター 1台 ・牛舎 (334㎡) 1棟 ・牛乳処理室 (29㎡) 1棟 ・堆肥舎 (100㎡) 1棟 ・バンカーサイロ (131㎡) 1基 ・乾草舎 (105㎡) 1棟 ・パドック (530㎡) 1基 ・バンクリーナー 一式 ・バルククーラー 一式 ・パイプラインミルクカー 一式 ・オートフィーダー 一式 〈スマート農業技術〉 ・自動給餌機、えさ寄せロボットによる省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり480万円

		③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 など		
--	--	--	--	--

[組織経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
9 水稲・ 畑作複合	〈作付面積等〉 ・水 稲 28.0ha ・小 麦 7.0ha ・大 豆 3.5ha ・小 豆 3.5ha ・てん菜 7.0ha ・馬鈴薯 7.0ha 経営面積計 56.0ha	〈機械施設装備〉 ・トラクター（80ps） 1台 ・ 〃 （50ps） 1台 ・田植機（8条） 1台 ・自脱コンバイン（6条） 2台 ・防除ビーグル機 2台 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス（10ha規模） 3式 ・稲わら収集機 共同 ・スプレーヤー（650ℓ） 1台 ・グレンドリル（14条） 1台 ・総合は種機（4条） 1台 ・ビーンカッター（2条） 1台 ・ビーンハーベスター（自走） 1台 ・ビート移植機 機械銀行委託 ・ビートハーベスター 機械銀行委託 ・農用トラック（2t） 2台 ・ポテトプランター（2畦） 2台 ・ポテトディガー（1.4m） 2台 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システム、直線アシスト機能付き田植え機による省力化 ・自動換気、かん水、加温装置の導入による省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ④ドローンによる防除を作業委託 ほか	・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 3人 ・補助従事者 3人 〈農業所得〉 ・一経営体当たり 1,770万円

注1) 「第1に示した目標」である、主たる従事者が「他産業従事者と遜色のない年間労働時間（目標年間労働時間）1,700～2,000時間」を達成しつつ、1経営体（主たる従事者及び補助従事者）が「他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（目標年間農業所得）おおむね460万円（368万円）以上」を達成し得る経営類型を例示した。

注2) 農業所得は、農業経営統計調査（北海道農林水産統計年報）に準じて、農業粗収益のうちの「農業雑収入」に農業経営に起因する補てん金・助成金及び経常補助金を計上するものとして算出した。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本指標

第1の3の(3)に示した青年等が目標を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者において、本町で想定される営農類型を踏まえつつ指標を示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 水 稻 ・ 野菜複 合	〈作付面積等〉 ・水 稻 4.00ha ・かぼちゃ 0.40ha ・ブロッコリー 0.15ha ・ほうれんそう 0.10ha 経営面積計 4.65ha	〈機械施設設備〉 ・トラクター (50ps) 共同 ・トラクター (30ps) 1台 ・田植機 (4条) 共同 ・自脱コンバイン (4条) 共同 ・防除ビーグル機 共同 ・籾乾燥調製施設 共同 ・育苗ハウス (5ha規模) 一式 ・栽培ハウス (ほうれんそう用) 2棟 ・農用軽トラック 1台 〈その他〉 ① 過大投資を避け、水稻と露地・施設野菜とを組み合わせた複合経営により所得の確保を図る。 ② 栽培技術の向上を図る。 ③ 農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり230万円

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
2 野菜 専業	〈作付面積等〉 ・ほうれんそう 0.30ha ・ハスカップ 0.10ha ・イチゴ 0.06ha 経営面積計 0.46ha	〈機械施設設備〉 ・トラクター（30ps） 1台 ・栽培ハウス（ほうれんそう用）5棟 ・栽培ハウス（いちご用）3棟 ・農用軽トラック 1台 〈その他〉 ①過大投資を避け、野菜に特化し所得の確保を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり230万円

注1) 「第1に示した目標」である、主たる従事者が「他産業従事者と遜色のない年間労働時間（目標年間労働時間）1,700～2,000時間」を達成しつつ、1経営体（主たる従事者及び補助従事者）が「年間農業所得（目標年間農業所得）おおむね230万円（184万円）以上」を達成し得る経営類型を例示した。

注2) 農業所得は、農業経営統計調査（北海道農林水産統計年報）に準じて、農業粗収益のうちの「農業雑収入」に農業経営に起因する補てん金・助成金及び経常補助金を計上するものとして算出した。

注3) 営農類型「2 野菜専業」は、「第2に示した営農類型（本町で現に成立している優良事例を踏まえた主要な営農類型）」にはないが、本町での今後の新規就農に当たり想定される類型として示した。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の基幹作物である水稻を主として、小麦・大豆・小豆・てん菜・馬鈴薯などの畑作物、乳牛・和牛などの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、胆振農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、厚真町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 本町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、胆振農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、厚真町が主体となって、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携して厚真町農業担い手育成センターを設立し、農業を担う者の受入から定着まで必要となる

サポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営発展支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

本町が主体となって北海道立農業大学校や胆振農業改良普及センター、とまこまい広域農業協同組合、農業委員、指導農業士等と連携・協力し、新規就農者等に研修や営農指導、就農前後のフォローアップを行うとともに、その情報を共有する。また、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

新規就農者等が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直し等の地域内での話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、厚真町新農業者育成協議会と新規就農者等との交流の機会を設け、新規就農者等が地域の農業者からアドバイスを受けやすい環境を醸成する。

前述の指導に限らず、とまこまい広域農業協同組合の生産組織等への加入を推進し、当該生産組織会員との交流や講習会、胆振農業改良普及センターや農業協同組合が開催する青年向け研修会等を通じ、農業や他産業の経営ノウハウを習得できる機会を提供することにより、きめ細やかな支援を実施する。

青年等の就農に当たり、地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、経営発展支援事業等の国の支援策や、道及び本町の新規就農関連事業を効率的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

① 農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

本町が行う就農に向けた情報提供及び就農相談については公益財団法人北海道農業公社（北海道農業担い手育成センター）と連携し、技術や経営ノウハウの習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては胆振農業改良普及センター、とまこまい広域農業協同組合、厚真町新農業者育成協議会や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織と役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、厚真町農業担い手育成センター及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本町の区域内において後継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、厚真町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

公益財団法人北海道農業公社や胆振農業改良普及センター、とまこまい広域農業協同組合などと連携しながら、就農相談会に参加し、就農希望者に対し、厚真町担い手研修農場を始め町内での就農に向けた情報（研修、空家に関する情報等）の提供を行う。また、新規就農者等の支援組織である厚真町新農業者育成協議会や町内の農業法人、先進農家等と連携して、研修やインターンシップの受入れを行う。

生徒等が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう本町関係部署や教育委員会等と連携しながら、各段階の取組を実施する。また、生産者と交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを推進することで、農業に関する知見を広められるようにする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本町農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これらの経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受委託面積を含む。）の集積に関する目標を、概ね次のとおりとするとともに、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積の割合が高まるように努める。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

将来の本町農用地面積の 93 %程度

（注）「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標」は、おおむね10年後(R17)を見通して設定し、この場合、農用地の利用には利用権の設定等を受けたもののほか、水稻においては基幹3作業(耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀)の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含めるものとします。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

本町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻を中心に畑作物や飼料作物等の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業経済課（農政担当）に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

町は、地域計画の策定に当たって、道・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による

農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。ただし、特別の事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2) の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。

② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切なにより公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

（７）農用地利用規程の特例

① （５）の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（６）の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所

イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項

エ その他農林水産省令で定める事項

③ 本町は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を本町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から２週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、本町に意見書を提出することができる。

④ 本町は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、（５）の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、本町は（５）の①の認定を行う。

ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき１の（８）の権利を有する者（以下「所有者」という。）の三分の二以上の同意が得られていること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号以下「施行規則」という。）第 21 条の 4 で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。

⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。

⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して 5 年とする。

⑧ ①の認定を受けた団体は、毎年 3 月に農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

（８）農用地利用規程の変更等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、（５）の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、本町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第 21 条の 5 で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第 22 条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合（施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を本町に届け出るものとする。

③ 本町は、認定団体が（５）の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

④ （５）の②及び（６）の③並びに（７）の③及び（７）の④の規定は①の規定による変更の認定について、（５）の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

（９）農用地利用改善団体の勧奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（１０）農用地利用改善事業の指導、援助

① 本町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。

- ② 本町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

ア 本町は、道営ほ場整備事業（東和地区以下8地区・平成21～令和6年度）、勇払東部地区国営農業用水再編対策事業（平成12～令和6年度）の農業生産基盤整備によって、水田の大区画化や汎用化、用排水の整備等を進めるとともに、穀類乾燥調製貯蔵施設「たんとうまいステーション」や野菜集出荷施設等の活用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本町は、中山間地域等直接払制度を活用し、農業の生産性向上や担い手の育成等により、耕作放棄地の未然防止や農業の持つ多面的機能の発揮に努めるなど、中山間地域の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 本町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、稲作・転作を通じて望ましい経営の育成を図ることとする。特に、富野地区の富野生産組合が行っているような面的な広がりでの集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等、望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、議会、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、土地改良区、農業共済組合、農用地利用改善団体と連携しつつ、本町の関係機関・団体の役職員等をもって構成する厚真町農業振興協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2及び第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期的行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、厚真町農業振興協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町はこのような協力の推進に配慮する。

5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- (1) 町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 町、町農業委員会、とまこまい広域農協は農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、令和9年 月 日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。